



鳥取県公報

平成16年10月20日(水)
号外第158号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則(78)(食の安全推進課)..... 2
	鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則(79)(建築課).....20

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則

1 趣旨(第1条関係)

この規則は、鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする事とした。

2 食用に供することができるふぐ(第3条、別表第1関係)

食用に供することができるふぐの種類を定めることとした。

3 人の健康を損なうおそれがある部位(第4条、別表第1関係)

人の健康を損なうおそれがあるため食用に供する際に除去すべきふぐの部位を定めることとした。

4 塩蔵処理(第5条関係)

塩漬け等の方法により毒性を弱めたふぐ加工製品のうち、食用に供することのできるものの要件を定めることとした。

5 免許の申請(第6条、第7条、様式第1号関係)

ふぐ処理師の免許の申請について、必要な事項を定めることとした。

6 ふぐ処理師名簿の登録事項(第8条関係)

ふぐ処理師名簿に登録する事項を定めることとした。

7 免許証の様式(第9条、様式第2号関係)

ふぐ処理師免許証の様式を定めることとした。

8 免許証の書換えの申請等(第10条～第13条、様式第3号～様式第5号関係)

ふぐ処理師免許証の書換え、再交付及び返納に関し必要な事項を定めることとした。

9 ふぐ処理師試験(第14条～第17条関係、様式第6号関係)

試験科目、受験手続その他ふぐ処理師試験の実施に関し必要な事項を定めることとした。

10 認証の申請(第19条、様式第8号関係)

ふぐ取扱い営業の認証の申請について、必要な事項を定めることとした。

11 認証営業台帳の登録事項(第20条関係)

ふぐ取扱い営業に関して、認証営業台帳に登録する事項を定めることとした。

12 認証書の様式(第21条、様式第9号関係)

ふぐ取扱い営業認証書の様式を定めることとした。

13 認証書の書換えの申請等(第22条～第26条、様式第10号～様式第13号関係)

ふぐ処理師免許証の書換え、再交付及び返納に関し必要な事項を定めることとした。

14 ふぐ処理師の確認を要するふぐ加工製品(第27条関係)

食用として加工し、調理し、又は販売するに当たってふぐ処理師の確認を要する加工製品を定めることとした。

15 処理の確認のために記録すべき事項（第28条関係）

ふぐに対する処理が適切に行われたことを確認するために記録するべき事項を定めることとした。

16 記録の保存期間（第29条関係）

15の事項に係る記録の保存期間を定めることとした。

17 その他所要の規定の整備を行うこととした。

18 施行期日等

（1）この規則は、平成17年1月1日から施行することとした。ただし、9の一部については、平成16年11月1日から施行することとした。

（2）所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

1 鳥取市と岩美郡国府町他7町村の合併に伴い、基準積雪量に関する対象市町村の区域の改正を行うこととした。（別表第3関係）

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、1は、平成16年11月1日から施行することとした。

規 則

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成16年10月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第78号

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則

ふぐの取扱等に関する条例施行規則（昭和34年鳥取県規則第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）処理 条例第2条第1号に規定する処理をいう。

（2）ふぐ処理師 条例第2条第3号に規定するふぐ処理師をいう。

（3）ふぐ取扱い営業 条例第2条第4号に規定するふぐ取扱い営業をいう。

（食用に供することができるふぐ）

第3条 条例第2条第1号の規則で定めるふぐは、別表第1の左欄に掲げる種類のふぐとする。

（人の健康を損なうおそれがある部位）

第4条 条例第2条第1号に規定する人の健康を損なうおそれがある部位は、別表第1の左欄に掲げるふぐの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる部位以外の部位（雄雌同体のものにあつては、生殖巣を含む。）とする。

（塩蔵処理）

第5条 条例第2条第1号に規定する塩蔵処理（以下「塩蔵処理」という。）は、長期間にわたり行う塩漬けその他これに類する行為であつて、次のいずれにも該当するものをいう。

- （1）別表第1の左欄に掲げるふぐ（なしふぐを除く。）の卵巣又は皮のみを原料とするものであること。
- （2）卵巣にあつては2年以上、皮にあつては6月以上行うものであること。
- （3）マウス毒性試験の方法による毒性検査の結果が1グラム当たり10マウスユニット以下になるように毒力を弱めたものであること。

（免許の申請）

第6条 条例第4条第1項の免許を受けようとする者は、様式第1号による申請書に次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

- （1）条例第5条に規定するふぐ処理師試験の合格証書の写し（条例第4条第1項第2号の免許を受けている者は、同号の都道府県の知事が発行したその旨を証する書面）
- （2）麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者でないことを証する医師の診断書
- （3）写真（申請前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの）

（条例第4条第1項第2号の規則で定める都道府県の知事）

第7条 条例第4条第1項第2号の規則で定める都道府県の知事は、別表第2のとおりとする。

（ふぐ処理師名簿の登録事項）

第8条 条例第4条第2項のふぐ処理師名簿（以下「ふぐ処理師名簿」という。）に登録する事項は、次のとおりとする。

- （1）登録番号及び登録年月日
- （2）氏名及び生年月日
- （3）免許の取消しに関する事項
- （4）条例第4条第4項の規定による申請に基づき同条第3項の免許証（以下「免許証」という。）を書換え交付した場合には、その旨並びにその理由及び年月日
- （5）条例第4条第5項の規定による申請に基づき免許証を再交付した場合には、その旨並びにその理由及び年月日
- （6）登録の抹消をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

（免許証の様式）

第9条 免許証は、様式第2号によるものとする。

（免許証の書換えの申請）

第10条 条例第4条第4項の規定による申請は、様式第3号による申請書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- （1）写真（申請前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの）
- （2）免許証
- （3）書換えの原因となる事実を証する書類

（免許証の再交付の申請）

第11条 条例第4条第5項の規定による申請は、様式第4号による申請書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- （1）写真（申請前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメー

トルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの)

- (2) 免許証を損傷した場合には、損傷した免許証
(ふぐ処理師名簿の登録事項の訂正)

第12条 知事は、前2条の申請に基づき、免許証の書換え又は再交付を行ったときは、ふぐ処理師名簿の登録事項を訂正するものとする。

(免許証の返納)

第13条 ふぐ処理師(ふぐ処理師が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)による死亡又は失踪の届出義務者)は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに様式第5号による届出書により知事に届け出るとともに、免許証を知事に返納しなければならない。

- (1) 条例第11条第1項の規定により免許の取消しを受けたとき。
(2) 免許証の再交付を受けた後において亡失した免許証を発見したとき。
(3) ふぐ処理師が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。

2 知事は、前項第1号又は第3号の規定による届出を受けたときは、ふぐ処理師名簿の登録を抹消するものとする。

(ふぐ処理師試験)

第14条 条例第5条に規定するふぐ処理師試験(以下「試験」という。)は、次の科目について行う。

- (1) 衛生関係法規
(2) 公衆衛生学
(3) 食品衛生学
(4) ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識
(5) ふぐ処理の実技(毒性臓器の鑑別を含む。)

2 知事は、条例第7条第1号に規定する者については、前項第2号及び第3号の試験科目を免除する。

(試験の告示)

第15条 知事は、試験の期日及び場所並びに受験願書の受付期間その他試験に必要な事項をあらかじめ公告するものとする。

(受験手続)

第16条 試験を受けようとする者は、様式第6号による受験願書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの)
(2) 条例第7条第1号に規定する者にあつては、調理師免許証の写し
(3) 条例第7条第2号に規定する者にあつては、次に掲げる書類
イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する資格を有することを証する書類
ロ 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第14号若しくは第16号に掲げる営業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事していることを証する書類

(合格証書)

第17条 知事は、試験に合格した者に対し、合格証書を交付する。

(麻薬等の中毒者に係る意見を聴く者)

第18条 条例第9条第2項(条例第11条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条に規定する精神保健指定医とする。

(認証の申請)

第19条 条例第12条第1項の認証(以下「認証」という。)を受けようとする者は、様式第7号による申請書に認証を受けようとする施設に置く専任のふぐ処理師(以下「専任ふぐ処理師」という。)の免許証の写しを添えて知事に申請しなければならない。

(認証営業台帳の登録事項)

第20条 条例第12条第3項の認証営業台帳(以下「認証営業台帳」という。)に登録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 認証番号及び認証年月日
- (2) 営業所の所在地、屋号及び営業者の氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)
- (3) 専任ふぐ処理師の登録番号及び氏名
- (4) 認証の取消しに関する事項
- (5) 条例第12条第4項の規定による申請に基づき同条第3項の認証書(以下「認証書」という。)を書換え交付した場合には、その旨並びにその理由及び年月日
- (6) 条例第12条第5項の規定による申請に基づき認証書を再交付した場合には、その旨並びにその理由及び年月日
- (7) 条例第14条第1項の規定により、条例第12条第4項に規定する認証営業者(以下「認証営業者」という。)の地位の承継があった場合には、その旨並びに認証営業者の地位を承継した者の氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)及び地位を承継した年月日
- (8) 登録の抹消をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

(認証書の様式)

第21条 認証書は、様式第8号によるものとする。

(認証書の書換えの申請)

第22条 条例第12条第4項の規定による申請は、様式第9号による申請書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 認証書
- (2) 専任ふぐ処理師を変更する場合には、専任ふぐ処理師の免許証の写し
- (3) 前号以外の事項を変更する場合には、書換えの原因となる事実を証する書類

(認証書の再交付の申請)

第23条 条例第12条第5項の規定による申請は、様式第10号による申請書に、認証書を損傷した場合には、損傷した認証書を添えて行わなければならない。

(地位の承継の申請)

第24条 条例第14条第2項の規定による申請は、様式第11号による申請書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 認証書
- (2) 承継の原因が相続の場合にあっては、認証営業者の地位を承継する者の戸籍謄本
- (3) 承継の原因が相続であって相続人が2人以上ある場合にあっては、認証営業者の地位を承継する者以外の相続人全員の同意書
- (4) 承継の原因が合併又は分割による場合にあっては、認証営業者の地位を承継する法人の登記簿の謄本

(認証営業台帳の登録事項の訂正)

第25条 知事は、前3条の申請に基づき認証書の書換え又は再交付を行ったときは、認証営業台帳の登録事項を訂正するものとする。

(認証書の返納)

第26条 認証営業者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに様式第12号による届出書により知事に届け出るとともに、認証書を知事に返納しなければならない。

- (1) 条例第15条第1項又は第2項の規定により認証の取消しを受けたとき。
- (2) 認証書の再交付を受けた後において亡失した認証書を発見したとき。
- (3) ふぐ取扱い営業を廃止したとき。

2 ふぐ取扱い営業の廃止が認証営業者の死亡又は解散によるものである場合には、前項に規定する届出及び返

納は、その相続人又は清算人が行わなければならない。

3 知事は、第1項第1号又は第3号に規定する届出を受けたときは、認証営業台帳の登録事項を抹消するものとする。

(ふぐ処理師の確認を要するふぐ加工製品)

第27条 条例第17条の規則で定めるふぐ加工製品は、次のとおりとする。

- (1) ふぐ刺身等生食に供されるもの
- (2) ふぐちり材料その他加熱等の簡易な調整で食用に供されるもの
- (3) 塩蔵処理を行った加工製品

(処理の確認のために記録すべき事項)

第28条 条例第18条の規則で定める事項は、次のとおりとし、ロット(同一製造工場において同一日に製造された同一種類の製品の一群をいう。以下同じ。)ごとに記録するものとする。

- (1) 原料としたふぐの種類
- (2) 処理をしたふぐ処理師又は認証営業者の住所及び氏名
- (3) 処理をした年月日
- (4) なしふぐを原料としたものにあつては、漁獲された海域
- (5) 塩蔵処理を行った加工製品にあつては、マウス毒性試験の方法による毒性検査の結果

2 前項第3号の処理をした年月日は、消費期限、賞味期限等ロットを特定することのできる期日をもって代えることができる。

(記録の保存期間)

第29条 条例第18条の規定により記録を保存する期間は、当該ふぐ加工製品の消費期限又は賞味期限に1月を加えた期間とする。ただし、前条第1項第5号に掲げる事項に関する記録を保存する期間は、当該ふぐ加工製品の出荷の日から1年間とする。

(書類の経由)

第30条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類は、所轄保健所長を経由して提出しなければならない。ただし、県外に住所を有する者が、第6条、第10条、第11条、第13条又は第16条の規定により知事に提出する場合は、直接知事に提出することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。ただし、第14条から第16条までの規定は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のふぐの取扱等に関する条例施行規則の規定により交付された合格証書、免許証及び認証書は、それぞれこの規則による改正後の鳥取県ふぐの扱い等に関する条例施行規則の規定により交付された合格証書、免許証及び認証書とみなす。

別表第1(第3条、第4条、第5条関係)

食用のふぐの種類(標準和名)	可食部位
くさふぐ	筋肉
こもんふぐ(岩手県越喜来湾及び釜石湾並びに宮城県雄勝湾で漁獲されたものを除く。)	筋肉
ひがふぐ(岩手県越喜来湾及び釜石湾並びに宮城県雄勝湾で漁獲されたものを除く。)	筋肉
しょうさいふぐ	筋肉及び精巢

まふぐ	筋肉及び精巢
めふぐ	筋肉及び精巢
あかめふぐ	筋肉及び精巢
とらふぐ	筋肉、皮及び精巢
からす	筋肉、皮及び精巢
しまふぐ	筋肉、皮及び精巢
ごまふぐ	筋肉及び精巢
かなふぐ	筋肉、皮及び精巢
しろさばふぐ	筋肉、皮及び精巢
くろさばふぐ	筋肉、皮及び精巢
よりとふぐ	筋肉、皮及び精巢
さんさいふぐ	筋肉
いしがきふぐ	筋肉、皮及び精巢
はりせんぼん	筋肉、皮及び精巢
ひとつらはりせんぼん	筋肉、皮及び精巢
ねずみふぐ	筋肉、皮及び精巢
はこふぐ	筋肉及び精巢
なしふぐ(有明海、橘湾並びに香川県及び岡山県の瀬戸内海域で漁獲されたものに限る。)	筋肉並びに有明海及び橘湾で漁獲され、長崎県が定める要領に基づき処理されたものの精巢

備考

- 1 本表は、日本の沿岸域、日本海、渤海、黄海及び東シナ海で漁獲されるふぐに適用する。
- 2 可食部位とは、有毒部位を除去することにより人の健康を損なうおそれがないと認められる部位をいう。
- 3 有明海とは、長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線、熊本県染岳から高松山三角点に至る直線、熊本県天草上島恵比須鼻から大矢野岳に至る直線、熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面のうち、長崎県と佐賀県の境界線が当該海面に隣接する海岸線と交わる点から熊本県と福岡県の境界線が海岸線と交わる点に至る直線より南側の海面をいう。
- 4 橘湾とは、長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線、長崎県脇岬南端から南に樺島に至る直線、樺島南端から熊本県魚貴崎に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。
- 5 香川県及び岡山県の瀬戸内海域とは、愛媛県四国中央市仏崎から愛媛県魚島東端を見通した線、香川県と徳島県の境界線が海岸線と交わる点から兵庫県上島灯台を見通した線及び陸岸によって囲まれた海面のうち、香川県及び岡山県の漁業者が操業することができる海面をいう。
- 6 筋肉には骨を、皮にはひれを含む。
- 7 2種類のふぐの中間種の個体にあつては、当該2種類ともに可食部位とされている部位を可食部位とする。

別表第2(第7条関係)

埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 静岡県 愛知県 滋賀県 京都府 奈良県 山口県 香川県 愛媛県
高知県 福岡県 熊本県 宮崎県 鹿児島県

様式第1号(第6条関係)

ふぐ処理師免許申請書

収入証紙
はり付け欄

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第4条第1項の規定によるふぐ処理師の免許を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

生年月日

年 月 日生

電話番号

免 許 取 得 資 格	鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第4条第1項第1号 第2号 該当	
資 格 取 得 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号	
申請者の 要件	ふぐ取扱いに関し、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に違反したため、又は免許証を他人に貸与したためにふぐ処理師免許の取り消し処分を受けた後1年を経過しない者	有(有の場合の内容及び年月日)・無
	ふぐ処理師又はふぐ調理師の免許を受けることなくふぐ取扱いを行って刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して1年を経過しない者	有(有の場合の内容及び年月日)・無
	他の都道府県においてふぐ取扱いに関する免許を受けていた者のうち、当該免許を取り消された後1年を経過しない者	有(有の場合の内容及び年月日)・無

注

- 1 該当する文字を で囲むこと。
- 2 資格取得年月日及び番号の欄は、条例第4条第1項第1号に該当する者にとっては合格証書の交付年月日及び合格証書に記載された番号を、同項第2号に該当する者にとっては同号の都道府県の知事の発行したふぐの処理ができる旨を証する書面に記載された年月日及びその番号をそれぞれ記載すること。

添付書類

- 1 条例第5条に規定するふぐ処理師試験の合格証書の写し(条例第4条第1項第2号の免許を受けている者は、当該都道府県知事が発行したその旨を証する書面)
- 2 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者でないことを証する医師の診断書
- 3 写真(申請前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの)1枚

様式第2号(第9条関係)

登録番号	写真貼付
ふく処理師免許証	
氏 名	
年 月 日生	
年 月 日登録 年 月 日交付	
職 氏 名 印	
	年 月 日撮影

縦11センチメートル

横 8センチメートル

様式第3号(第10条関係)

収入証紙
はり付け欄

ふぐ処理師免許証書換え申請書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第4条第4項の規定による免許証の書換えを受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

生年月日

年 月 日生

電話番号

登 録 年 月 日	年 月 日	
登 録 番 号	第 号	
変 更 の 内 容	変 更 事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	
	変 更 年 月 日	年 月 日
	変 更 の 理 由	

添付書類

- 1 写真(申請前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの)1枚
- 2 免許証
- 3 書換えの原因となる事実を証する書類

様式第4号(第11条関係)

収入証紙
はり付け欄

ふぐ処理師免許証再交付申請書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第4条第5項の規定による免許証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

生年月日

年 月 日生

電話番号

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
再交付申請の理由 (該当するものを で囲むこと。)	滅失 ・ 亡失 ・ 損傷

添付書類

- 1 写真(申請前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの)1枚
- 2 免許証を損傷した場合は、損傷した免許証

様式第5号(第13条関係)

ふぐ処理師免許証返納届

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則第13条の規定によるふぐ処理師免許証の返納について、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 氏 名

電話番号

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
ふ ぐ 処 理 師 名	
返 納 の 理 由 (該当する番号を で囲むこと。)	<p>1 条例第11条の規定による免許の取消し 取消しを受けた年月日： 年 月 日</p> <p>2 免許証の再交付を受けた後における亡失した免許証の発見 発見した年月日： 年 月 日</p> <p>3 ふぐ処理師の死亡又は失踪の宣告 死亡又は失踪の宣告を受けた年月日： 年 月 日</p>

添付書類 免許証(免許証の再交付を受けた後において亡失した免許証を発見したときは、再交付を受けた免許証)

様式第6号(第16条関係)

収入証紙
はり付け欄

ふぐ処理師試験受験願書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第5条の規定によるふぐ処理師試験を受けたいので、出願します。

年 月 日

郵便番号
住 所
フリガナ
出願者 氏 名
生年月日 年 月 日生
電話番号

添付書類

- 1 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの)1枚
- 2 条例第7条第1号の規定に該当する者にあつては、調理師免許証の写し
- 3 条例第7条第2号の規定に該当する者にあつては、次に掲げる書類
 - (1) 学校教育法第47条に規定する資格を有することを証する書類
 - (2) 食品衛生法施行令第35条第14号若しくは第16号に掲げる営業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事していることを証する書類

様式第7号(第19条関係)

収入証紙
はり付け欄

ふぐ取扱い営業認証申請書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第12条第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認証を受けるため次のふぐ処理師を専任者と定めましたので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

専任 ふぐ 処理 師	氏 名	
	登 録 番 号	第 号
営 業 所	所 在 地	
	屋 号	
申 請 者 の 欠 格 要 件	専任ふぐ処理師若しくはふぐ調理師を置くことなくふぐ取扱い営業を行ったため又は食品衛生法第6条に違反したため認証を取り消され、その取消の日から起算して1年を経過しない者	有(有の場合の内容及び年月日)・無
	ふぐ処理師若しくはふぐ調理師でない者がふぐの取扱いを行ったために刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して1年を経過しない者	有(有の場合の内容及び年月日)・無

注 申請者の欠格要件欄は、該当する文字を で囲むこと。

添付書類

認証を受けようとする施設に置く専任のふぐ処理師の免許証の写し

様式第 8 号 (第21条関係)

第 号

ふぐ取扱い営業認証書

営業所所在地

屋 号

営 業 者 氏 名

当営業所で下記のふぐ処理師が従事していることを認証する。

記

氏 名

登録番号

年 月 日認証

年 月 日交付

職 氏 名 印

様式第9号(第22条関係)

収入証紙
はり付け欄

ふぐ取扱い営業認証書書換え申請書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第12条第4項の規定による認証書の書換えを受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

認 証 年 月 日	年 月 日	
認 証 番 号	第 号	
変 更 の 内 容	変 更 事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	
	変 更 年 月 日	年 月 日
	変 更 の 理 由	

注 専任ふぐ処理師の変更の場合は、氏名及び登録番号を変更前及び変更後の欄に記載すること。

添付書類

- 1 認証書
- 2 専任ふぐ処理師の変更の場合は、専任ふぐ処理師の免許証の写し
- 3 専任ふぐ処理師の変更以外の場合は、書換えの原因となる事実を証する書類

様式第10号 (第23条関係)

収入証紙
はり付け欄

ふぐ取扱い営業認証書再交付申請書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第12条第5項の規定により認証書の再交付を次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

認 証 年 月 日	年 月 日
認 証 番 号	第 号
再交付申請の理由 (該当するものを で囲むこと。)	滅失 ・ 亡失 ・ 損傷

添付書類

認証書を損傷した場合は、損傷した認証書

様式第11号(第24条関係)

ふぐ取扱い営業認証承継申請書

収入証紙
はり付け欄

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第14条第2項の規定により認証営業者の地位の承継を次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

被承継人の氏名又は法人名		
被承継人の住所		
承継事由 (相続の場合は被承継人との続柄)		
承継事由発生の年月日	年 月 日	
現に受けている認証	名 称	
	所 在 地	
	認証年月日	第 号
	認証番号	年 月 日

添付書類

- 1 認証書
- 2 相続による承継の場合は、次の書類
 - (1) 認証営業者の地位を承継する者の戸籍謄本
 - (2) 相続人が2人以上あるときは、認証営業者の地位を承継する者以外の相続人全員の同意書
- 3 合併又は分割による承継の場合は、認証営業者の地位を承継する法人の登記簿の謄本

様式第12号(第26条関係)

ふぐ取扱い営業認証書返納届

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則第26条の規定によるふぐ取扱い営業認証書の返納について、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

認 証 年 月 日	年 月 日
認 証 番 号	第 号
認 証 営 業 者 名	
現 に 受 け て い る 認 証	返 納 の 理 由 (該当する番号を で囲むこと。)
	1 条例第15条の規定による認証の取消し 取消しを受けた年月日： 年 月 日
	2 認証書の再交付を受けた後における亡失した認証書の発見 発見した年月日： 年 月 日
	3 営業の廃止 営業を廃止した年月日： 年 月 日

添付書類 認証書(認証書の再交付を受けた後において亡失した認証書を発見したときは、再交付を受けた認証書)

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第79号

鳥取県建築基準法施行細則（昭和48年鳥取県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前												
<p>（氏名等の変更の届出）</p> <p>第3条 法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた者は、当該確認に係る工事が完了するまでの間に、その氏名若しくは住所又は設計者、工事監理者若しくは工事施工者の氏名若しくは住所に変更があったときは、様式第2号による届書を建築主事に提出しなければならない。</p> <p>（建築設備等の定期検査）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 省令第6条第1項の知事が定める時期は、法第87条の2において準用する法第7条第5項の検査済証の交付日又は前回報告した日から1年を超えない日までとする。</p> <p>（許可等の申請）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第4条ただし書、第6条第1項ただし書若しくは第2項ただし書又は第9条ただし書の規定による認定の申請は、様式第8号による申請書に、省令第1条の3第1項の表1の(い)項に掲げる図書を添付してしなければならない。</p> <p>別表第3（第6条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">区域</td> <td style="width: 33%;">基準積雪量 (メートル)</td> <td style="width: 33%;">標高に乗ずる 数値</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	区域	基準積雪量 (メートル)	標高に乗ずる 数値				<p>（氏名等の変更の届出）</p> <p>第3条 法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の2第1項及び法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた者は、当該確認に係る工事が完了するまでの間に、その氏名若しくは住所又は設計者、工事監理者若しくは工事施工者の氏名若しくは住所に変更があったときは、様式第2号による届書を建築主事に提出しなければならない。</p> <p>（建築設備等の定期検査）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 省令第6条第1項の知事が定める時期は、法第87条の2第1項において準用する法第7条第5項の検査済証の交付日又は前回報告した日から1年を超えない日までとする。</p> <p>（許可等の申請）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第4条ただし書、第6条第1項ただし書若しくは第2項ただし書又は第9条ただし書の規定による認定の申請は、様式第8号による申請書に、省令第1条の3第1項の表(い)項に掲げる図書を添付してしなければならない。</p> <p>別表第3（第6条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">区域</td> <td style="width: 33%;">基準積雪量 (メートル)</td> <td style="width: 33%;">標高に乗ずる 数値</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	区域	基準積雪量 (メートル)	標高に乗ずる 数値			
区域	基準積雪量 (メートル)	標高に乗ずる 数値											
区域	基準積雪量 (メートル)	標高に乗ずる 数値											

岩美郡岩美町並びに八頭郡郡家町、 同郡八東町及び同郡若桜町	1.2	0.0036
八頭郡船岡町及び同郡智頭町	1.0	0.0036
倉吉市並びに東伯郡及び西伯郡中 山町	0.8	0.0036
略		

岩美郡国府町	1.2	0.0056
岩美郡岩美町及び同郡福部村並び に八頭郡郡家町、同郡八東町及び 同郡若桜町	1.2	0.0036
八頭郡船岡町、同郡河原町、同郡 用瀬町、同郡佐治村及び同郡智頭 町	1.0	0.0036
倉吉市並びに気高郡、東伯郡及び 西伯郡中山町	0.8	0.0036
略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正は、平成16年11月1日から施行する。

